

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び 管理に関する条例が施行されました。(令和7年4月1日施行)

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養(かんよう)、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とし、本条例を制定しました。

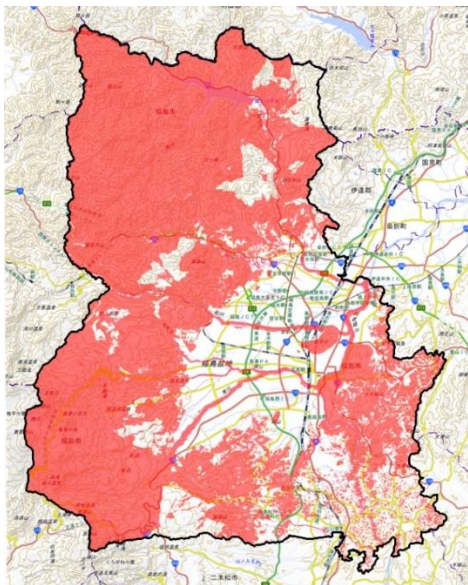
許可制

市内に**太陽光発電施設**(10kW以上)や**風力発電施設**(全ての規模)を設置する場合は、市長の**許可**が必要です。(建築物に設置されるものなどは除く。)

禁止区域

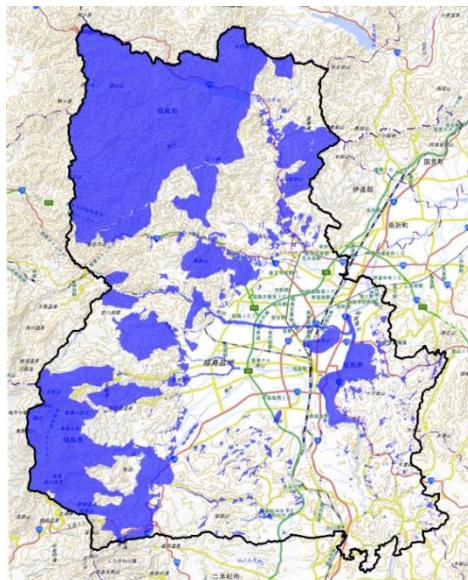
禁止区域内 → 新たな再生可能エネルギー発電施設の**設置はできません**。

[太陽光発電施設の禁止区域(赤)]



No.	禁止区域
1	砂防指定地
2	地すべり防止区域
3	急傾斜地崩壊危険区域
4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域
6	河川区域
7	地域森林計画対象民有林・保安林
8	自然公園
9	鳥獣保護区
10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域
11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域
12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域
13	水源保護地域
14	風致地区
15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域
16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

[風力発電施設の禁止区域(青)]



No.	禁止区域
1	砂防指定地
2	地すべり防止区域
3	急傾斜地崩壊危険区域
4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
5	鳥獣保護区
6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域
7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

・この図面は地理院タイルを使用して作成しました。
・禁止区域への該当の有無については、各法令等を所管する窓口でご確認ください。

▶ 発電施設設置等に関する手続き

許可事業

令和7年4月1日以降に発電施設の設置工事に着手する場合

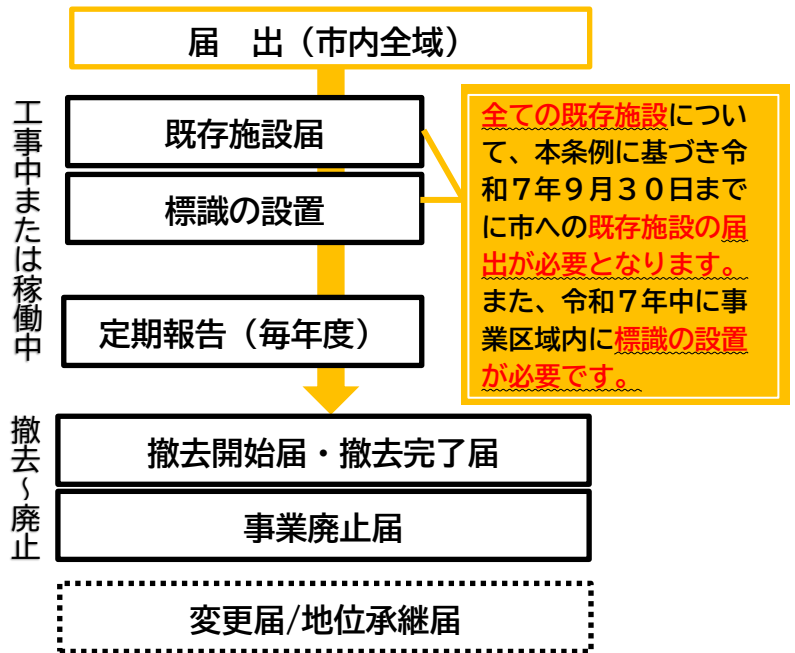


必ず行う手続き

必要に応じて行う手続き

既存事業

令和7年4月1日時点で発電施設の設置工事に着手済み 又は 稼働中の場合



▶ 新規施設を設置する発電事業者の義務

※申請や届出を除く

- 市との事前協議・近隣住民等への説明
- 維持管理や撤去等に係る費用の確保
- 標識の設置（●）
- 関係書類の保存と近隣住民等への閲覧
- 非常時の連絡先の公表（●）
- 定期報告（●）
- 維持管理（●）・保守点検
- 事故等の復旧と報告（●）
- 手続の各段階で情報を公表
- 稼働状況等について情報開示の努力義務（●）
- 原状回復の努力義務（●）

※本条例では、既存施設で発電事業を行う事業者（既存事業者）に対しても一部の義務を課すこととしております。
既存事業者へ課される義務は（●）で示しております。

▶ 新規施設の設置許可基準

- 発電施設の事業区域に禁止区域を含まないこと
- 以下の内容が規則で定める基準に適合していること
 - ・自然環境を保護するための措置が
 - ・景観を保全するための措置
 - ・反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置
 - ・防災上必要な措置
 - ・造成等の工事内容
 - ・雨水排水施設等の設計
 - ・公共施設等の構造や管理等に支障がない設計や施工
- 関係法令の基準に適合していること

基準の詳細については、条例の施行規則や運用マニュアルをご覧ください。

条例に関するお問い合わせ

福島市 環境部 環境政策課 再エネ共生係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話：024-525-3742
mail：kankyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp